

## ○戸田市掲示板設置等補助要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自治活動の一環として、掲示板の設置、修繕又は撤去（以下「設置等」という。）をする市内の町会及び自治会（以下「町会・自治会」という。）に対し、予算の範囲内で掲示板設置等補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって市政に対する住民参加を容易にすることを目的とする。

2 補助金の交付手続等に関しては、この要綱に定めるもののほか戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号）に定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 設置 掲示板を新たに備え付けること。
- (2) 修繕 掲示板の面板交換、鉄部塗装又はその両方を行うこと。
- (3) 撤去 掲示板を取り去ること。

### (規格)

第3条 掲示板の規格は、原則別表のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は、協働推進課と協議するものとする。

### (補助対象)

第4条 補助の対象とする掲示板の数は、次に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- (1) 設置の場合、1町会・自治会につき年2基以内
- (2) 修繕の場合、1町会・自治会につき年2基以内
- (3) 撤去の場合、1町会・自治会につき年2基以内

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、町会・自治会が第3条に規定する掲示板の設置等に要した費用の額とする。ただし、市長が別に定める額を超えることはできない。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする町会・自治会は、掲示板設置等補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない

らない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があつた場合において、当該申請が適当であると認めたときは、掲示板設置等補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付すことができる。

(補助事業の内容変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた町会・自治会は、掲示板の設置等の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、遅滞なく掲示板設置等変更(中止、廃止)申請書(第3号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた町会・自治会は、掲示板の設置等が完了したときは、速やかに掲示板設置等実績報告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、掲示板設置等補助金確定通知書(第5号様式)により、当該町会・自治会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

2 町会は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、掲示板設置等補助金請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年告示第120号)

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成 5 年告示第 2 6 号）

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年告示第 4 7 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 0 年告示第 1 0 3 号）

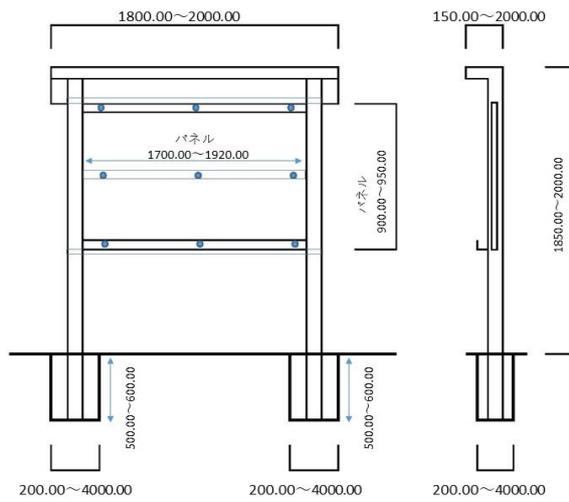
この告示は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

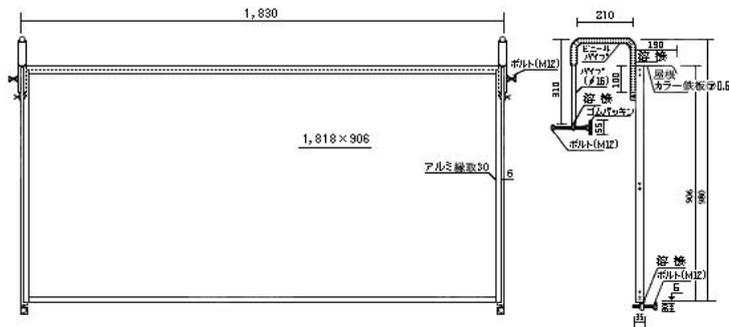
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

埋込み型



壁掛型



第1号様式(第6条関係)

掲示板設置等補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

戸田市長

団 体 名

代表者氏名

印

戸田市掲示板設置等補助要綱第6条の規定により申請します。

記

1 事 業 名

2 設置等数	設 置	基(埋込み型	基・壁掛型	基)
	修 繕	基(埋込み型	基・壁掛型	基)
	撤 去	基(埋込み型	基・壁掛型	基)

3 設置等場所	設置(1)	
	設置(2)	
	修繕(1)	(面板交換・鉄部塗装・両方)
	修繕(2)	(面板交換・鉄部塗装・両方)
	撤去(1)	
	撤去(2)	

4 補助対象経費 円

5 補助金申請額 円

6 設置等時期

7 添付書類 (1) 場所案内図  
(2) 設置をする場合には、設置する土地の使用承認書

第2号様式(第7条関係)

掲示板設置等補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

団 体 名  
代表者氏名 様

戸田市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった掲示板設置等補助金については、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 事 業 名

2 設 置 等 数	設 置	基(埋込み型	基・壁掛型	基)
	修 繕	基(埋込み型	基・壁掛型	基)
	撤 去	基(埋込み型	基・壁掛型	基)

3 設置等場所 設置(1)  
設置(2)  
修繕(1)  
修繕(2)  
撤去(1)  
撤去(2)

(面板交換・鉄部塗装・両方)

(面板交換・鉄部塗装・両方)

4 補助対象金額 円

5 交付決定額 円

6 交 付 条 件

- (1) 補助事業の内容の変更し、中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

第3号様式(第8条関係)

掲示板設置等変更(中止、廃止)申請書

年 月 日

(宛先)

戸田市長

団 体 名

代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた掲示板設置等  
等下記のとおり変更(中止、廃止)したいので、申請します。

記

- 1 事 業 名
- 2 変 更 内 容
- 3 変 更(中止、廃止)の理由
- 4 添 付 書 類

第4号様式(第9条関係)

掲示板設置等実績報告書

年 月 日

(宛先)

戸田市長

団 体 名

代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた掲示板設置等が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 設置等数	設 置	基(埋込み型	基・壁掛型	基)
	修 繕	基(埋込み型	基・壁掛型	基)
	撤 去	基(埋込み型	基・壁掛型	基)

3 設置等場所 設置(1)  
設置(2)  
修繕(1)  
修繕(2)  
撤去(1)  
撤去(2)

(面板交換・鉄部塗装・両方)

(面板交換・鉄部塗装・両方)

4 補助金の交付決定通知額 円

5 補助事業等の補助対象事業費 円

6 添付書類 支出証拠書類(領収書の写し)

第5号様式(第10条関係)

掲示板設置等補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

団 体 名  
代表者氏名 様

戸田市長 氏 名 印

年 月 日付けで実績報告のあった掲示板設置等については、戸田市掲示板設置等補助要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 事業名

2 設置等数	設 置	基(埋込み型	基・壁掛型	基)
	修 繕	基(埋込み型	基・壁掛型	基)
	撤 去	基(埋込み型	基・壁掛型	基)

3 設置等場所	設置(1)	
	設置(2)	
	修繕(1)	(面板交換・鉄部塗装・両方)
	修繕(2)	(面板交換・鉄部塗装・両方)
	撤去(1)	
	撤去(2)	

4 補助金の交付決定通知額 円

5 補助事業等の補助対象事業費 円

6 補助金の交付確定額 円

第6号様式(第11条関係)

掲示板設置等補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)  
戸田市長

団 体 名  
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号をもって補助金の額の確定を受けた下記補助金  
について、戸田市掲示板設置等補助要綱第11条の規定により請求します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金の交付確定額 円
- 3 補助金の交付請求額 円
- 4 添付書類 掲示板設置等補助金確定通知書の写し